



速度取締り指針



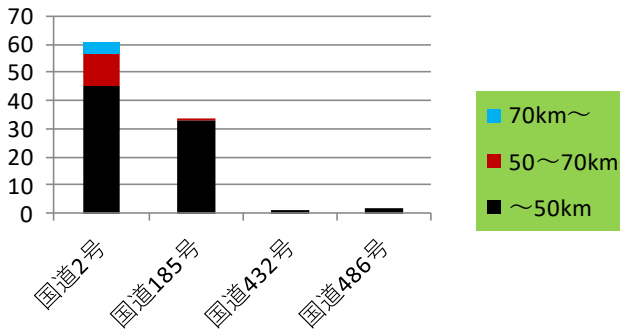
三原警察署の速度取締り重点

重点路線	重点時間	区域(区間)	速度規制
国道2号	6:00~18:00	本郷～木原	60km/h
国道185号	6:00~18:00	幸崎～糸崎	50km/h

※ 重点以外の場所、時間等においても速度取締りを実施することがあります。

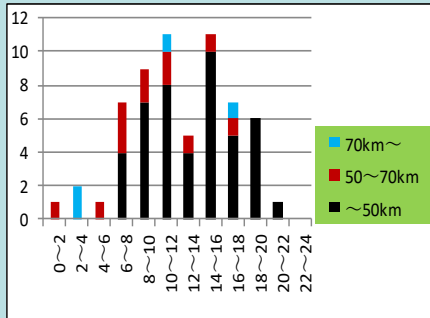
三原警察署管内(国道)における交通事故実態

路線別・危険認知速度別人傷事故発生状況(過去3年)



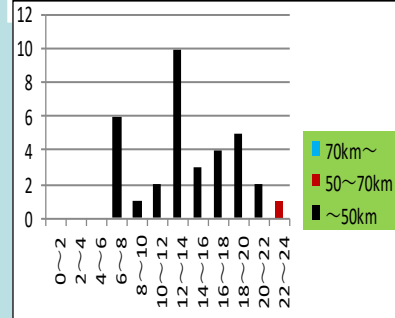
- 過去3年における路線別人傷事故発生件数を比較すると国道2号が最も多い状況です。
- 危険認知速度を比較すると、時速50キロメートルを超えるものは国道2号が16件と突出している状況です。
- 令和7年の国道2号における人傷事故発生件数は13件です。(5月末現在)
その内、曜日別発生状況は日曜日が最も多く4件です。

国道2号における時間帯別・危険認知速度別人傷事故の発生状況



国道2号の過去3年における時間帯別人傷事故発生件数を比較すると、発生は10時～12時、14時～16時の時間帯が最も多い状況です。

国道185号における時間帯別・危険認知速度別人傷事故の発生状況



過去3年における時間帯別人傷事故発生件数を比較すると、国道185号の発生は、12時～14時の時間帯が多い状況です。



☆危険認知速度とは☆ ドライバーが相手車両等の危険を認知して、ブレーキを踏んだりハンドル操作等の危険回避措置を取る直前の速度のことです。

三原警察署管内における令和7年中の死亡交通事故の発生件数は2件です。(6月30日現在)

その他の交通指導取締り要点

- 重点路線においては速度違反取締りのほか、横断歩行者妨害等の取締りを強化します。
- 重点路線以外の路線においても、悪質性・危険性の高い飲酒運転、無免許運転の取締り、通学路における交通事故防止に向けた取締りを実施します。また、自転車の飲酒運転や一時不停止等に対する取締りを実施し、自転車のマナー向上に向けた活動も行っています。